

改正案	現行
<p style="text-align: center;">海外投資保険運用規程</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00038 沿革 平成 14 年 10 月 1 日 一部改正 平成 15 年 9 月 24 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正 平成 17 年 9 月 16 日 一部改正 <u>平成 18 年 10 月 27 日 一部改正</u></p> <p>(対象となる海外投資)</p> <p>第 1 条 貿易保険法(昭和 25 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 2 条第 16 項第 1 号に定める「株式等の取得」には、海外投資の投資先の国又は地域(以下「投資先国等」という。)の対外債務を株式等に転換する方法(以下「債務の株式化」という。)による取得も含まれるものとする。</p> <p>2 法第 2 条第 16 項第 1 号に定める「株式等の取得」には、「外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)第 20 条第 2 号、第 5 号及び第 11 号に掲げる資本取引のうち、居住者による対外直接投資」以外の証券投資(ポートフォリオ・インベストメント)も含まれるものとする。</p> <p>3 法第 2 条第 16 項第 2 号に定める「不動産に関する権利等の取得」には、利益分与契約に基づく投資、生産物分与契約に基づく投資、その他の権利等の取得のための投資も含まれるものとする。</p> <p>(てん補危険の種類)</p> <p>第 2 条 海外投資(株式等)保険約款第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までのてん補危険及び海外投資(不動産等)保険約款第 2 条第 1 号から第 4 号までのてん補危険を非常危険とし、海外投資(株式等)保険約款第 2 条第 1 項第 6 号のてん補危険を信用危険とする。</p> <p>(引受基準)</p> <p>第 3 条 海外投資保険の引受対象となる海外投資は、少なくとも以下のすべてに該当するものとする。</p> <p>一 海外投資の内容が、我が国対外取引の健全な発達に資すると認められること。</p>	<p style="text-align: center;">海外投資保険運用規程</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00038 沿革 平成 14 年 10 月 1 日 一部改正 平成 15 年 9 月 24 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正 平成 17 年 9 月 16 日 一部改正</p> <p>(対象となる海外投資)</p> <p>第 1 条 貿易保険法(昭和 25 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 2 条第 16 項第 1 号に定める「株式等の取得」には、海外投資の投資先の国又は地域(以下「投資先国等」という。)の対外債務を株式等に転換する方法(以下「債務の株式化」という。)による取得も含まれるものとする。</p> <p>2 法第 2 条第 16 項第 1 号に定める「株式等の取得」には、「外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)第 20 条第 2 号、第 5 号及び第 11 号に掲げる資本取引のうち、居住者による対外直接投資」以外の証券投資(ポートフォリオ・インベストメント)も含まれるものとする。</p> <p>3 法第 2 条第 16 項第 2 号に定める「不動産に関する権利等の取得」には、利益分与契約に基づく投資、生産物分与契約に基づく投資、その他の権利等の取得のための投資も含まれるものとする。</p> <p>(てん補危険の種類)</p> <p>第 2 条 海外投資(株式等)保険約款第 2 条第 1 号から第 5 号までのてん補危険及び海外投資(不動産等)保険約款第 2 条第 1 号から第 4 号までのてん補危険を非常危険とし、海外投資(株式等)保険約款第 2 条第 6 号のてん補危険を信用危険とする。</p> <p>(引受基準)</p> <p>第 3 条 海外投資保険の引受対象となる海外投資は、少なくとも以下のすべてに該当するものとする。</p> <p>一 海外投資の内容が、我が国対外取引の健全な発達に資すると認められること。</p>

<p>二 海外投資の投資先国等における海外投資の保護環境が、投資先国等の憲法、外資法若しくは政策声明又は投資先国等とわが国との二国間通商航海条約若しくは投資保証協定等により、十分整備されていると認められるものであること。</p> <p>三 海外投資について、投資先国等の政府の許可又は承認を必要とする場合にあっては、当該許可又は承認を証する書面を取得していること。</p> <p>四 海外投資の投資先国等の経済情勢及び政治情勢について著しい問題がないと認められること。</p> <p>五 信用危険をてん補する海外投資保険の引受け対象となる海外投資(以下「海外投資(信用危険)」という。)にあっては、次の要件を具備していること。</p> <p>イ 被保険者の事業遂行能力があると認められること。</p> <p>ロ 被保険投資に対する共同出資者の事業遂行能力があると認められること。</p> <p>ハ 被保険投資の相手方の採算性があると認められること。</p> <p>ニ 被保険投資の相手方における有形固定資産比率が一定以上であること。</p> <p>(申込み)</p> <p>第4条 海外投資保険の申込みをしようとする者は、原則として、次の各号に掲げる日前に、申込みを行うものとする。</p> <p>一 株式等又は不動産に関する権利等の取得のために、その取得のための対価の全部又は一部を送金した日又は輸出した日</p> <p>二 無償増資又は被投資法人設立以前に送金された資金又は輸出された物(以下「先行投資資金等」という。)を株式等に繰入れる場合にあっては、当該増資資金又は先行投資資金等が被保険投資の相手方の株式等に繰入れられた日</p> <p>(分割送金の取扱い)</p> <p>第5条 株式等又は不動産に関する権利等の取得のために、その取得のための対価を分割して送金又は輸出する場合(以下「分割送金による投資」という。)について、海外投資保険の申込みをしようとする場合は、次の各号の規定に定めるところにより、取り扱うものとする。</p> <p>一 最初の分割送金による投資については、当該分割送金による投資の取得のための対価の額に、非常危険の場合にあっては100分の95、信用危険の場合にあっては100分の40を乗じた金額の範囲内の額(以下取得のための対価の額に対する設定した保険金額の割合を「設定付保割合」という。)を保険金額として設定するものとする。</p> <p>二 第2回目以降の分割送金による投資については、当該分割送金による投資の取得の</p>	<p>二 海外投資の投資先国等における海外投資の保護環境が、投資先国等の憲法、外資法若しくは政策声明又は投資先国等とわが国との二国間通商航海条約若しくは投資保証協定等により、十分整備されていると認められるものであること。</p> <p>三 海外投資について、投資先国等の政府の許可又は承認を必要とする場合にあっては、当該許可又は承認を証する書面を取得していること。</p> <p>四 海外投資の投資先国等の経済情勢及び政治情勢について著しい問題がないと認められること。</p> <p>五 信用危険をてん補する海外投資保険の引受け対象となる海外投資(以下「海外投資(信用危険)」という。)にあっては、次の要件を具備していること。</p> <p>イ 被保険者の事業遂行能力があると認められること。</p> <p>ロ 被保険投資に対する共同出資者の事業遂行能力があると認められること。</p> <p>ハ 被保険投資の相手方の採算性があると認められること。</p> <p>ニ 被保険投資の相手方における有形固定資産比率が一定以上であること。</p> <p>(申込み)</p> <p>第4条 海外投資保険の申込みをしようとする者は、原則として、次の各号に掲げる日前に、申込みを行うものとする。</p> <p>一 株式等又は不動産に関する権利等の取得のために、その取得のための対価の全部又は一部を送金した日又は輸出した日</p> <p>二 無償増資又は被投資法人設立以前に送金された資金又は輸出された物(以下「先行投資資金等」という。)を株式等に繰入れる場合にあっては、当該増資資金又は先行投資資金等が被保険投資の相手方の株式等に繰入れられた日</p> <p>(分割送金の取扱い)</p> <p>第5条 株式等又は不動産に関する権利等の取得のために、その取得のための対価を分割して送金又は輸出する場合(以下「分割送金による投資」という。)について、海外投資保険の申込みをしようとする場合は、次の各号の規定に定めるところにより、取り扱うものとする。</p> <p>一 最初の分割送金による投資については、当該分割送金による投資の取得のための対価の額に、非常危険の場合にあっては100分の95、信用危険の場合にあっては100分の40を乗じた金額の範囲内の額(以下取得のための対価の額に対する設定した保険金額の割合を「設定付保割合」という。)を保険金額として設定するものとする。</p> <p>二 第2回目以降の分割送金による投資については、当該分割送金による投資の取得の</p>
---	---

ための対価の額に前号の設定付保割合を乗じて得た金額を保険金額として、前回までの分割送金による投資に係る海外投資保険（以下「基本保険契約」という。）の保険金額を増額するものとする。

三 基本保険契約の保険期間の延長又は短縮は、認めないものとする。

（増資に係る保険契約の取扱い）

第6条 海外投資（株式等）保険約款により保険契約を締結した被保険投資の相手方に対し、被保険者が保険契約締結後、増資を行った場合又は行おうとしている場合であって、当該増資に伴う送金額について保険契約を締結するときは、被保険者の希望により次の各号のいずれかの方法によるものとする。

一 既に締結されている保険契約（以下「増資前保険契約」という。）と別に、当該増資に伴う送金額について新たに保険契約を締結する方法

二 当該増資に伴う送金額について、増資前保険契約の増額として保険契約を締結する方法

三 増資前保険契約を解除し、当該増資後の総投資額について新たな保険契約を締結する方法

2 前項第3号に掲げる方法により新たな保険契約を締結する場合にあっては、第11条第2項の規定にかかわらず、保険期間の最短限度は増資前保険契約の残存期間（1年に満たない期間がある場合は1年に切り上げるものとする。）と2年のいずれか長い方とし、設定付保割合は増資前保険契約のそれを下回ってはならない。

（対価の額）

第7条 取得のための対価の額の設定については、次の各号に定めるいずれかによるものとする。

一 株式等又は不動産に関する権利等の取得のために実際に要した額。

二 取得した株式等又は不動産に関する権利等の額面上の金額。

三 直近の被保険投資の相手方の貸借対照表その他決算関係書類又はこれに準ずる書類（公認会計士又はこれに準ずる者の証明したものに限る。以下「財務諸表等」という。）による簿価純資産額のうち保険申込者の持ち分に相当する金額（以下「被保険投資の相手方評価額」という。）

四 貨物（当該貨物を取得した日又は生産した日から起算して1年以内に輸出されたものに限る。）による現物投資（本邦以外からのものを含む。）の場合にあっては、海外投資を行った者が当該貨物を取得又は生産するために要した額に当該貨物の輸出

ための対価の額に前号の設定付保割合を乗じて得た金額を保険金額として、前回までの分割送金による投資に係る海外投資保険（以下「基本保険契約」という。）の保険金額を増額するものとする。

三 基本保険契約の保険期間の延長又は短縮は、認めないものとする。

（増資に係る保険契約の取扱い）

第6条 海外投資（株式等）保険約款により保険契約を締結した被保険投資の相手方に対し、被保険者が保険契約締結後、増資を行った場合又は行おうとしている場合であって、当該増資に伴う送金額について保険契約を締結するときは、被保険者の希望により次の各号のいずれかの方法によるものとする。

一 既に締結されている保険契約（以下「増資前保険契約」という。）と別に、当該増資に伴う送金額について新たに保険契約を締結する方法

二 当該増資に伴う送金額について、増資前保険契約の増額として保険契約を締結する方法

三 増資前保険契約を解除し、当該増資後の総投資額について新たな保険契約を締結する方法

2 前項第3号に掲げる方法により新たな保険契約を締結する場合にあっては、第11条の規定にかかわらず、保険期間の最短限度は増資前保険契約の残存期間（1年に満たない期間がある場合は1年に切り上げるものとする。）と2年のどちらか長い方とし、設定付保割合は増資前保険契約のそれを下回ってはならない。

（対価の額）

第7条 取得のための対価の額の設定については、次の各号に定めるいずれかによるものとする。

一 株式等又は不動産に関する権利等の取得のために実際に要した額。

二 取得した株式等又は不動産に関する権利等の額面上の金額。

三 直近の被保険投資の相手方の貸借対照表その他決算関係書類又はこれに準ずる書類（公認会計士又はこれに準ずる者の証明したものに限る。）による簿価純資産額のうち保険申込者の持ち分に相当する金額。

四 貨物（当該貨物を取得した日又は生産した日から起算して1年以内に輸出されたものに限る。）による現物投資（本邦以外からのものを含む。）の場合にあっては、海外投資を行った者が当該貨物を取得又は生産するために要した額に当該貨物の輸出

のために要した額を加えた額。

ただし、不動産に関する権利等の取得のうち、技術提供契約（技術の提供又はこれに伴う労務の提供（以下「技術等の提供」という。）を伴う輸出契約又は仲介貿易契約を含む。）に基づく技術等の提供の用に供するために無為替輸出又は本邦外において購入する設備（1年以上の耐用年数があるものに限る。以下「技術提供用設備」という。）に関する権利の取得の場合にあっては、海外投資を行った者が当該設備を取得又は生産するために要した額とする。

なお、当該貨物を本邦以外より現物投資するために本邦以外へ前記金額を送金した場合はその送金額。

五 前号の規定に定める貨物以外の貨物による現物投資の場合にあっては、当該貨物の輸出日の属する会計年度の期首の帳簿価額に当該貨物の輸出のために要した額を加えた額。

ただし、技術提供用設備に関する権利の取得の場合にあっては、海外投資を行った者が当該設備を取得又は生産するために要した額から保険責任が開始した日及びそれから1年を経過する日ごとに、当該日の属する事業年度の直前の事業年度までに減価償却した額を控除した残額とする。

六 前号の規定に定める帳簿価額が減価償却の不足等の事由により過大に計上されている場合にあっては、日本貿易保険が認定する額。

2 前項の規定にかかわらず、海外投資（株式等）保険約款第3条第2項により特約を付した場合の取得のための対価の額の設定については、被保険投資の相手方の株式等の取得のために実際に要した額とする。

3 前項の規定により設定した取得のための対価の額のうち、被保険投資の相手方評価額を控除した金額（以下「プレミアム相当額」という。）については、被保険投資の相手方の事業計画書等に基づいて特約で定めた額により保険年度（保険期間の開始日から12月ごとの期間をいう。以下同じ。）ごとに定額で減額するものとし、2年度目以降の取得のための対価の額は、被保険投資の相手方評価額に各保険年度のプレミアム相当額を加えた額とする。ただし、被保険者の財務諸表等における被保険投資の相手方の株式等を減損処理した場合又は株式等に関して個別引当を計上した場合には、別に特約で定めるところによる。

4 前項の規定で定める定額での減額について、当該事業計画書等における当該投資の実施初年度からプレミアム相当額が減額により零になるまでの期間が20年を超える場合

のために要した額を加えた額。

ただし、不動産に関する権利等の取得のうち、技術提供契約（技術の提供又はこれに伴う労務の提供（以下「技術等の提供」という。）を伴う輸出契約又は仲介貿易契約を含む。）に基づく技術等の提供の用に供するために無為替輸出又は本邦外において購入する設備（1年以上の耐用年数があるものに限る。以下「技術提供用設備」という。）に関する権利の取得の場合にあっては、海外投資を行った者が当該設備を取得又は生産するために要した額とする。

なお、当該貨物を本邦以外より現物投資するために本邦以外へ前記金額を送金した場合はその送金額。

五 前号の規定に定める貨物以外の貨物による現物投資の場合にあっては、当該貨物の輸出日の属する会計年度の期首の帳簿価額に当該貨物の輸出のために要した額を加えた額。

ただし、技術提供用設備に関する権利の取得の場合にあっては、海外投資を行った者が当該設備を取得又は生産するために要した額から保険責任が開始した日及びそれから1年を経過する日ごとに、当該日の属する事業年度の直前の事業年度までに減価償却した額を控除した残額とする。

六 前号の規定に定める帳簿価額が減価償却の不足等の事由により過大に計上されている場合にあっては、日本貿易保険が認定する額。

には、当該事業計画書等にかかわらず当該期間を20年として算出するものとする。

(換算率)

第8条 海外投資(株式等)保険約款第33条第2項第1号及び海外投資保険(不動産等)保険約款第32条第2項第1号の規定にかかわらず、取得のための対価の額の設定については、保険の申込みの日の属する月の1日における外国為替相場により邦貨に換算することができる。

2 既存の保険契約の保険期間満了に伴う申込みにおける取得のための対価の額の設定に関しては、既存の保険証券に記載された為替換算率により邦貨に換算することができる。

3 海外投資(株式等)保険約款第33条第7項及び海外投資(不動産等)保険約款第32条第7項に定める日本貿易保険の指定した換算率とは、日本貿易保険が指定する対顧客直物電信売相場とする。

(保険期間の開始日)

第9条 海外投資保険の保険期間の開始日は、保険契約の締結日の属する月の1日とする。

また、既存の保険契約の保険期間満了に伴う新規保険契約の申込みに係るものにあつては、既存の保険契約の保険期間の満了日の翌日とする。

ただし、技術提供用設備に関する権利の取得の場合にあつては、当該設備を投資先国等に搬入した日(当該設備を投資先国等において購入する場合にあつては、売買契約に基づき当該設備の引渡を受けた日)

(操業開始日)

第10条 海外投資(信用危険)においては、当該投資の事業の目的たる商品の生産又は役務の提供等を開始した日をもって、操業開始日とする。

(保険期間)

第11条 海外投資(信用危険)に係る保険期間は10年以内とする。ただし、当該被保険投資の相手方がその事業の操業を開始するまでに相当の期間を要すると認められるときは、10年にその事業の操業を開始するまでに要する期間以内において日本貿易保険が定める期間を加えた期間とする。

2 海外投資保険の保険期間の最短限度は、2年とするものとする。また、保険期間満了後の延長に関しては1年間を単位とする保険期間の延長を認める。なお、保険期間の再延長も認める。ただし、技術提供用設備に関する権利の取得にあつては、この限りで

(換算率)

第8条 海外投資(株式等)保険約款第33条第2項第1号及び海外投資保険(不動産等)保険約款第32条第2項第1号の規定にかかわらず、取得のための対価の額の設定については、保険の申込みの日の属する月の1日における外国為替相場により邦貨に換算することができる。

2 既存の保険契約の保険期間満了に伴う申込みにおける取得のための対価の額の設定に関しては、既存の保険証券に記載された為替換算率により邦貨に換算することができる。

3 海外投資(株式等)保険約款第33条第7項及び海外投資(不動産等)保険約款第32条第7項に定める日本貿易保険の指定した換算率とは、日本貿易保険が指定する対顧客直物電信売相場とする。

(保険期間の開始日)

第9条 海外投資保険の保険期間の開始日は、保険契約の締結日の属する月の1日とする。

また、既存の保険契約の保険期間満了に伴う新規保険契約の申込みに係るものにあつては、既存の保険契約の保険期間の満了日の翌日とする。

ただし、技術提供用設備に関する権利の取得の場合にあつては、当該設備を投資先国等に搬入した日(当該設備を投資先国等において購入する場合にあつては、売買契約に基づき当該設備の引渡を受けた日)

(操業開始日)

第10条 海外投資(信用危険)においては、当該投資の事業の目的たる商品の生産又は役務の提供等を開始した日をもって、操業開始日とする。

(保険期間)

第11条 海外投資(信用危険)に係る保険期間は10年以内とする。ただし、当該被保険投資の相手方がその事業の操業を開始するまでに相当の期間を要すると認められるときは、10年にその事業の操業を開始するまでに要する期間以内において日本貿易保険が定める期間を加えた期間とする。

2 海外投資保険の保険期間の最短限度は、2年とするものとする。また、保険期間満了後の延長に関しては1年間を単位とする保険期間の延長を認める。なお、保険期間の再延長も認める。ただし、技術提供用設備に関する権利の取得にあつては、この限りで

<p>はない。 (政策変更) 第12条 外国政府等が国際協定や二国間投資協定等に違反する政策を保険契約締結後新たに導入した場合には、法第52条第2項第2号に規定する「不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利若しくは利益であって事業の遂行上特に重要なものを外国政府等によって侵害されたこと」として、てん補の対象とする。</p> <p>(送金危険) 第13条 法第52条第2項第4号の規定に定める「元本の喪失により取得した金額」とは、株式等の売却代金、残余財産の分配金及び債権等の償還金をいうものとする。また、現金化されたものの外、同号に規定する事由により送金が行えないため、被保険投資の相手方がいつでも支払いを行いうる状態で保有している金額も含まれるものとする。</p> <p>2 法第52条第2項第4号イに定める「外国において実施される為替取引の制限又は禁止」は、外国政府のとった一般的措置であれば、為替取引の制限、禁止の根拠が法令に基づく措置か、行政処分に基づく措置か、あるいは法令の根拠のない単なる事実上の措置かは問わないものとする。ただし、保険契約締結後に新たに行われた措置でなければならぬ。</p> <p>(支払期日前の請求) 第14条 海外投資(株式等)保険約款第27条第3項に定める日本貿易保険が別に定める式は、以下のとおりとする。 ただし、配当金、元本又は利子について固定の約定金利が定められている場合には、算式中「5.84%」を「約定金利」とする。</p> <p style="text-align: center;">式 (略)</p> <p>mは、確認日から償還期限までの日数を365で除した数の整数部分 nは、確認日から償還期限までの日数と、365にmを乗じた数との差 (重大な変更) 第15条 海外投資保険の各保険約款に定める「重大な変更」とは、次の各号の規定に掲げる事項をいうものとする。 一 被保険投資の相手方の変更</p>	<p>はない。 (政策変更) 第12条 外国政府等が国際協定や二国間投資協定等に違反する政策を保険契約締結後新たに導入した場合には、法第52条第2項第2号に規定する「不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利若しくは利益であって事業の遂行上特に重要なものを外国政府等によって侵害されたこと」として、てん補の対象とする。</p> <p>(送金危険) 第13条 法第52条第2項第4号の規定に定める「元本の喪失により取得した金額」とは、株式等の売却代金、残余財産の分配金及び債権等の償還金をいうものとする。また、現金化されたものの外、同号に規定する事由により送金が行えないため、被保険投資の相手方がいつでも支払いを行いうる状態で保有している金額も含まれるものとする。</p> <p>2 法第52条第2項第4号イに定める「外国において実施される為替取引の制限又は禁止」は、外国政府のとった一般的措置であれば、為替取引の制限、禁止の根拠が法令に基づく措置か、行政処分に基づく措置か、あるいは法令の根拠のない単なる事実上の措置かは問わないものとする。ただし、保険契約締結後に新たに行われた措置でなければならぬ。</p> <p>(支払期日前の請求) 第14条 海外投資(株式等)保険約款第27条第3項に定める日本貿易保険が別に定める式は、以下のとおりとする。 ただし、配当金、元本又は利子について固定の約定金利が定められている場合には、算式中「5.84%」を「約定金利」とする。</p> <p style="text-align: center;">式 (略)</p> <p>mは、確認日から償還期限までの日数を365で除した数の整数部分 nは、確認日から償還期限までの日数と、365にmを乗じた数との差 (重大な変更) 第15条 海外投資保険の各保険約款に定める「重大な変更」とは、次の各号の規定に掲げる事項をいうものとする。 一 被保険投資の相手方の変更</p>
--	--

<p>二 被保険投資に係る投資先国等又は事業地の国若しくは地域(以下「事業地国等」という。)の変更(法第2条第16項第2号の規定に定める海外投資の場合にあっては被保険投資の目的たる権利等の「国又は地域」の変更をいう。)</p> <p>三 被保険投資の相手方の事業内容の変更(法第2条第16項第2号の規定に定める海外投資の場合にあっては被保険投資の内容の変更をいう。)</p> <p>四 被保険投資の相手方の資本金額及び出資比率の変更</p> <p>五 被保険投資に係る投資先国等又は事業地国等の政府等の許可内容の変更</p> <p>六 被保険投資に係る投資先国等の政府等の保証その他の条件の変更</p> <p>七 被保険投資に係る投資先国等の政府等との間の契約等の内容の変更</p> <p>八 被保険投資の相手方の操業開始(予定)時期の2保険年度以上にまたがる変更(海外投資(信用危険)に限る。)</p> <p>(取得のための対価の額等の変更)</p> <p>第16条 海外投資保険契約において、保険契約者から、被保険利益の増加又は減少を理由として取得のための対価の額又は配当金の額の変更請求があった場合には、海外投資(株式等)保険約款第38条又は海外投資(不動産等)保険約款第37条の「その他合理的事由がある場合」として、株式等の売却によるもののほか、それぞれ次の方法等により当該変更を認めるものとする。</p> <p>一 外国為替相場の円の変動により5%以上被保険利益が変動した場合。</p> <p>イ 変更を用いる為替換算率は、保険証券の取得のための対価の額の欄の換算率(この換算率の対象通貨が取得した株式に表示される通貨と異なる場合には、当該取得した株式に表示される通貨に係る換算率を適用する。以下「証券記載の為替換算率」という。)と保険期間の開始の日の毎年の応当日の2月前の月の1日の外国為替相場との間において被保険者の自由設定とする。</p> <p>ロ 変更後再度の変更をする場合は、変更修正後の為替換算率を証券記載の為替換算率とみなして、イと同様に取扱う。</p> <p>二 直近の被保険投資の相手方の簿価純資産額のうちで被保険者の持ち分に相当する金額に証券記載の為替換算率を乗じて得られた額が当初の取得のための対価の額を上回る場合には、被保険利益が増大したものととして超過額を上限として取得のための対価の額の増額を認める。</p> <p>三 直近の被保険投資の相手方の簿価純資産額のうちで被保険者の持ち分に相当する金額に証券記載の為替換算率を乗じて得られた額が当初の取得のための対価の額を</p>	<p>二 被保険投資に係る投資先国等又は事業地の国若しくは地域(以下「事業地国等」という。)の変更(法第2条第16項第2号の規定に定める海外投資の場合にあっては被保険投資の目的たる権利等の「国又は地域」の変更をいう。)</p> <p>三 被保険投資の相手方の事業内容の変更(法第2条第16項第2号の規定に定める海外投資の場合にあっては被保険投資の内容の変更をいう。)</p> <p>四 被保険投資の相手方の資本金額及び出資比率の変更</p> <p>五 被保険投資に係る投資先国等又は事業地国等の政府等の許可内容の変更</p> <p>六 被保険投資に係る投資先国等の政府等の保証その他の条件の変更</p> <p>七 被保険投資に係る投資先国等の政府等との間の契約等の内容の変更</p> <p>八 被保険投資の相手方の操業開始(予定)時期の2保険年度以上にまたがる変更(海外投資(信用危険)に限る。)</p> <p>(取得のための対価の額等の変更)</p> <p>第16条 海外投資保険契約において、保険契約者から、被保険利益の増加又は減少を理由として取得のための対価の額又は配当金の額の変更請求があった場合には、海外投資(株式等)保険約款第38条又は海外投資(不動産等)保険約款第37条の「その他合理的事由がある場合」として、株式等の売却によるもののほか、それぞれ次の方法等により当該変更を認めるものとする。</p> <p>一 外国為替相場の円の変動により5%以上被保険利益が変動した場合。</p> <p>イ 変更を用いる為替換算率は、保険証券の取得のための対価の額の欄の換算率(この換算率の対象通貨が取得した株式に表示される通貨と異なる場合には、当該取得した株式に表示される通貨に係る換算率を適用する。以下「証券記載の為替換算率」という。)と保険期間の開始の日の毎年の応当日の2月前の月の1日の外国為替相場との間において被保険者の自由設定とする。</p> <p>ロ 変更後再度の変更をする場合は、変更修正後の為替換算率を証券記載の為替換算率とみなして、イと同様に取扱う。</p> <p>二 直近の被保険投資の相手方の簿価純資産額のうちで被保険者の持ち分に相当する金額に証券記載の為替換算率を乗じて得られた額が当初の取得のための対価の額を上回る場合には、被保険利益が増大したものととして超過額を上限として取得のための対価の額の増額を認める。</p> <p>三 直近の被保険投資の相手方の簿価純資産額のうちで被保険者の持ち分に相当する金額に証券記載の為替換算率を乗じて得られた額が当初の取得のための対価の額を</p>
--	--

下回る場合には、被保険利益が減少したものとして、その差額を上限として取得のための対価の額の減額を認める。

四 直近の配当金請求権の額（株主総会決議等で金額が確認できるものに限る。）に証券記載の為替換算率を乗じて得られた額が、当初に設定した配当金の額を上回る場合には超過額を上限として、また、下回る場合にはその差額を上限として、配当金の額の変更を認める。

（保険料率の見直し）

第17条 海外投資（信用危険）の保険契約における保険料率は、以下のとおりとする。

- 一 日本貿易保険がてん補責任を有しない期間の保険料率は、当該保険契約に適用する保険料率に2分の1の割合を乗じて得た料率とする。
- 二 日本貿易保険が責任を有することとなった保険年度から4年目以降の保険年度の保険料率、7年目以降の保険年度の保険料率及び10年目の保険年度の保険料率は当該被保険投資の相手方についてのそれぞれの保険年度に先だって採算性によって見直しを行った料率とする。

（被保険投資の相手方の事業の一部の対象）

第18条 海外投資（株式等）保険約款第2条第2項に規定する特約は、「被保険投資の相手方の事業の一部」について当該被保険投資の相手方が他の法人の株式等を取得して実施していると認められる場合に限り、付すものとする。

（締結済み保険契約に係る証券統合等の取扱い）

第19条 海外投資（株式等）保険約款第34条第2項の規定に基づき、複数の保険契約のうち二以上のものを一の保険契約とすること（以下「証券統合」という。）を請求する場合には、次の各号の条件により取り扱うこととする。

- 一 証券統合の対象にする証券のうち保険契約締結日が最も早い証券（以下「統合先証券」という。）に、他の証券（以下「被統合証券」という。）に係る証券統合の日以後の保険契約部分を統合する。
- 二 統合先証券における保険年度を被統合証券の保険年度とし、証券統合後の被統合証券の保険期間の満了日は、次のとおりとする。
 - イ 被統合証券の保険期間が15年の場合は、証券統合前の保険期間の満了日の属する証券統合後の保険年度（以下「統合最終保険年度」という。）の直前の保険年度の末日とする。
 - ロ 被統合証券の保険期間が2年の場合は、統合最終保険年度の末日とする。

下回る場合には、被保険利益が減少したものとして、その差額を上限として取得のための対価の額の減額を認める。

四 直近の配当金請求権の額（株主総会決議等で金額が確認できるものに限る。）に証券記載の為替換算率を乗じて得られた額が、当初に設定した配当金の額を上回る場合には超過額を上限として、また、下回る場合にはその差額を上限として、配当金の額の変更を認める。

（保険料率の見直し）

第17条 海外投資（信用危険）の保険契約における保険料率は、以下のとおりとする。

- 一 日本貿易保険がてん補責任を有しない期間の保険料率は、当該保険契約に適用する保険料率に2分の1の割合を乗じて得た料率とする。
- 二 日本貿易保険が責任を有することとなった保険年度から4年目以降の保険年度の保険料率、7年目以降の保険年度の保険料率及び10年目の保険年度の保険料率は当該被保険投資の相手方についてのそれぞれの保険年度に先だって採算性によって見直しを行った料率とする。

八 上記イ及びロ以外の場合は、統合最終保険年度の末日又は当該保険年度の直前の保険年度の末日のいずれかを被保険者が選択する。

三 貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日04-制度-00034）別表第4及び別表第4の2に規定する国カテゴリー等保険契約内容については、前号を除き証券統合前の保険契約内容とする。

2 海外投資（株式等）保険約款による保険契約（前項の規定に基づき証券統合を行ったものを含む。）であって、複数の枝が存在するものについて被保険者が希望するときは、当該複数の枝のうち二以上のものを次の各号の条件により一の枝に変更（以下「枝統合」という。）することができる。

一 枝統合の対象にするすべての枝において次の内容が同一であること。

イ 設定付保割合

ロ 国カテゴリー

ハ 株式等の取得のための対価の額の通貨

ニ 保険料率

ホ 保険期間の満了日

二 枝統合後の株式等の取得のための対価の額、当該対価の額が外貨の場合の外国為替相場及び保険金額は、次の各号のとおりとする。

イ 株式等の取得のための対価の額 枝統合の対象にするすべての枝における株式等の取得のための対価の額の合計額

ロ 株式等の取得のための対価の額に係る外国為替相場 枝統合の対象にするすべての枝における保険金額の合計額を設定付保割合で除して得た金額をイの金額で除して得た率（小数点第三位以下を切り捨てる。）

ハ 保険金額 イの金額（当該金額が外貨の場合にあっては、ロの率を乗じて得た金額（1円未満の端数は切り捨てる。））に設定付保割合を乗じて得た金額（1円未満の端数は切り捨てる。）

附 則

第1条 この規程は、平成13年4月1日から実施する。

第2条 この改正は、平成14年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成15年10月1日から実施する。

附 則

第1条 この規程は、平成13年4月1日から実施する。

第2条 この改正は、平成14年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成15年10月1日から実施する。

附 則
この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則
この改正は、平成 17 年 10 月 1 日から実施する。

附 則
この改正は、平成 18 年 11 月 1 日から実施する。

附 則
この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則
この改正は、平成 17 年 10 月 1 日から実施する。